

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

田舎の親を扶養親族に

Q : 私はサラリーマンで、田舎の親に生活費の仕送りをしているのですが、このような場合には、同居していなくても扶養親族として認められるのでしょうか。

A : 親の所得が年38万円以下であれば、扶養親族として認められます。

【解説】

所得税法上の扶養親族になるには、「生計を一にしていること」が必要です。この「生計を一にする」とは、必ずしも同一家屋で寝起きするケースだけではなく、勤務、就学、療養などの都合で一時的に別居している場合や、別居している親に対して生活費を送金している場合など、事実上同一家屋に居住している場合と同様に扶養していることが明らかな場合には、生計を一にしているとみなされます。

ご質問の場合も、親の所得が年38万円以下でしたら、扶養控除が受けられますので、勤務先に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出してください。過去5年分は、確定申告で還付請求をすれば、税務署から税金が戻ってきます。

ちなみに、通常の扶養控除額は1人当たり38万円ですが、12月31日（年の中で死亡している場合にはその死亡時）の現況で年齢が70才以上の者は、老人扶養親族に該当し控除額もアップします。同居老親等以外の老人扶養親族の控除額は48万円です。

